

静情審第20号
平成22年9月1日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年2月24日付け住安第362-1号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

工場の許可申請書及び図面の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第167号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事は、非開示とした部分のうち、異議申立てがあった、「配置図 1階平面図」の作業場部分及び「建築物等の概要調書」における作業場床面積を、開示すべきである。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 21 年 12 月 16 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、昭和 51 年に特定の株式会社（以下「本件法人」という。）が特定の場所に建設した工場の許可申請書及びそれに付随する図面の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、昭和 51 年に本件法人が特定の場所に建設した工場の許可申請書及びそれに付随する図面（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 21 年 12 月 28 日、実施機関は、本件法人に関する情報について、本件法人に意見照会を実施するため時間を要するとの理由から、条例第 13 条第 2 項の規定により、決定期間を延長し異議申立人に通知した。
- (4) 平成 22 年 1 月 26 日、実施機関は、部分開示とする実施機関の案に対して、本件法人から支障がない旨の意見を受け付けた。
- (5) 平成 22 年 1 月 28 日、実施機関は、本件公文書について、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当するとの理由で部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (6) 平成 22 年 2 月 5 日、異議申立人は、本件処分のうち、条例第 7 条第 3 号に該当するとされた非開示部分の一部を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 22 年 2 月 8 日、実施機関は、これを受け付けた。
- (7) 平成 22 年 3 月 23 日、異議申立人は、平成 22 年 2 月 5 日に行った異議申立てのうち、「一階作業場の間取り及び面積（「配置図 1階平面図」の作業場部分及び「建築物等の概要調書」における作業場床面積）以外の部分」に係る異議申立ての取下げを行い、平成 22 年 3 月 24 日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取り消し、「配置図 1階平面図」の作業場部分及び「建築物等の概要調書」における作業場床面積が記載された部分（以下「本件情報」という。）の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示を請求しているのは、現状と著しく違う 34 年前の作業場の間取りと面積であり、これらを開示することが、犯罪のほう助及び誘発につながるとは考えにくく、

非開示とする防犯上の意義を既に失っている。

- (2) 本件法人は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）違反で是正指導を再三受けているにもかかわらず、現在までほとんどの部分で違反を継続している。さらに騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）違反も証明され、近隣の住民は騒音や悪臭の被害を被っている可能性がある。法違反の是正につなげ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、作業場として法的に許可されている範囲を公にする必要がある。
- (3) 平成 14 年に本件法人から実施機関に提出された報告書及び改善計画書が、公文書開示請求により既に全部開示され、その処分において、工場の 1 階平面図の間取りに関する情報も開示されていることとの整合性を考慮すれば、今回、許可申請時の間取りも公開するのが妥当である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、昭和 51 年当時の法第 48 条第 3 項の、準住居地域内では原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものは建築することができないが、「特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。」との規定に基づき、本件法人が提出した建築許可申請書類である。本件公文書は、申請書に「建築許可申請に関する理由書」、「附近住民調書」、「配置図 1 階平面図」、「2 階平面図 立面図」、「建築物等の概要調書」及び「作業内容説明書」が添付されたものである。
- (2) 法第 93 条の 2 では、建築関連書類に関する独自の閲覧制度を定めており、建築確認その他の法令の規定による処分等に関する書類のうち、当該建築物の所有者等の権利利益を不当に害するおそれがないものについて国土交通省令で定め、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないと規定している。対象となる図書は建築物の敷地に関するものに限定され、その他の情報は内部管理情報として除外されているが、法人等の内部管理情報と周辺住民等の「知る権利」を比較衡量した結果、敷地に関する情報以外は保護すべきものと位置づけられている。

本件公文書は、法第 93 条の 2 に基づく閲覧の対象には含まれておらず、その趣旨を踏まえ、建物の間取り及び各室面積については、これを開示することによって、生産技術、販売及び営業等に関する企業情報が他者に知られることから、法人としての競争上の地位を害するおそれがあり、防犯上も支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号ア「公にすることにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断したものである。
- (3) 異議申立人は、開示請求しているのは 34 年前の間取りで、現状と著しく異なっており、防犯上非開示とする意義を既に失っていると主張しているが、現状と間取りが著しく異なっていることと防犯上の意義を失っていることの関連性が不明で、犯罪のほう助及び誘発につながる可能性を否定できない以上、非開示とすべきである。

- (4) 異議申立人は、周辺住民が当該工場から発生する騒音や悪臭の被害を被っていると主張するが、状況は一定程度改善されており、当該工場は著しい騒音の発生源とはなっておらず、また、悪臭についても大きな影響は認められず、さらに、これまで周辺住民から苦情等が複数寄せられた事実もないことから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要な情報とは認められない。
- (5) 異議申立人は、過去に当該工場 1 階平面図の間取りに関する情報が開示された事実と本件処分が整合性を持つべきであると主張しているが、過去に開示された資料は建物の外枠に違反箇所を明示したものに過ぎず、平面図として保護すべき情報は何ら記載されていないため、今回、「配置図 1 階平面図」を非開示とすることは何ら整合性を欠くものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容等について

ア 本件公文書は、本件法人が、昭和 51 年に当時の法第 48 条第 3 項ただし書の規定による許可を受けるために、実施機関に提出した建築許可申請書（添付書類及び図面を含む。）である。その添付書類及び図面の内訳は、「建築許可申請に関する理由書」、「附近住民調書」、「配置図 1 階平面図」、「2 階平面図 立面図」、「建築物等の概要調書」及び「作業内容説明書」である。

イ 当初、異議申立人は、「配置図 1 階平面図」上の各室間取り及び「建築物等の概要調書」における各室面積の記載が非開示とされたことについて、異議申立てを行ったが、その後、同申立ての一部を取り下げ、現在、異議申立ての対象となっているのが本件情報である。

ウ 「配置図 1 階平面図」は、本件法人の菓子工場の 1 階平面配置図であり、建築許可申請のために作成された予定図面で、尺度は縮尺 1 : 200 となっている。当該配置図の一角を占めているのが作業場部分であり、同部分の形状は、特段複雑なものとはなっていない。

エ 「建築物等の概要調書」における作業場床面積は、本件法人が、50 平方メートルを超えるものとして許可申請した作業場の床面積が記載されたものである。

オ 許可を受け、建設された作業場について、法に係る指導が実施機関により行われている事実が認められた。

カ 昭和 51 年当時の法第 48 条第 3 項（現在の同条第 7 項）の趣旨は、当該工場が建築された地域のような準住居地域では、業務の利便増進と調和した住居環境を保護する目的のため、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものは建築することが原則としてできないが、行政庁が住居環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合はこの限りでないとするものである。

(2) 条例第 7 条第 3 号の該当性について

実施機関は、本件情報が条例第 7 条第 3 号の非開示情報に該当すると主張しているため、以下検討する。

ア 第3号の趣旨

第3号は、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（同号ア）、又は行政庁の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたもので、法人等における通例として公にしないこととされているもの等、当該条件を付することが当該情報の性質等に照らして合理的であると認められるもの（同号イ）であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められるもの以外の情報を、非開示情報として規定している。法人等の情報が、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するというには、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を公にすることにより、当該法人等の権利、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であり、また、「おそれ」が存在するというには、単に当該法人等に何らかの不利益が生じ得るという抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値するがい然性が求められると解されるものである。

イ 第3号該当性の有無

(7) まず、実施機関が、法第93条の2で定める建築関連書類閲覧制度の対象となる図書は、建築物の敷地に関するものに限定され、その他の情報が内部管理情報として除外されているのは、法人等の内部管理情報と周辺住民の「知る権利」を比較衡量した結果、敷地に関する情報以外は保護すべきものと位置づけられたものである旨を主張していることについて、その妥当性について検討する。

法第93条の2によれば、「特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分…に関する書類のうち、当該処分…に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。」とされている。

仮に、実施機関が主張するように、法の建築関連書類閲覧制度で対象物に指定されたもの以外の図書は一般に非公開で保護されるべき内部管理情報であるとの趣旨であれば、本件情報は当該制度における対象外の情報であり、それだけで条例第7条第3号の「正当な利益を害するおそれがあるもの」や、さらには同条第1号の「法令秘情報」として非開示にすべきものとも考えられる。

しかし、法第93条の2では、その閲覧対象とした以外の情報について、所有者等の権利利益を不当に害するとして閲覧を禁止したというまでの趣旨は読み取れず、また、情報公開法制の適用を除外する規定も存在しないので、必ずしも一般に一律非公開で保護する趣旨であるとはいえない。したがって、条例の適用に当たっては、個別具体的に判断する必要がある。

(イ) 実施機関はさらに、本件情報を開示すると「法人の生産技術、販売及び営業等に関する企業情報が他者に知られることから、法人としての競争上の地位を害するおそれがあり、防犯上にも支障を及ぼすおそれがある」と具体的に主張するので、以下検討する。

a 本件情報のうち、「配置図 1階平面図」の作業場部分について

法が一般に、当該工場が建築されたような準住居地域について、業務の利便増進と調和した住居環境を保護する目的で、原動機使用工場の「作業場」に特に着目している（その床面積を原則 50 平方メートル以下に制限している。）ことから、作業場の情報は、公益と一定の関連性があるといえるものである。また、本件図面はそれほど精ちでない詳細度で、作業場の間取り上には設置設備の名称の記載もないこと、30 年以上前の配置図面であり現状に一定の変化が見られること、作業場の配置の形状は特段複雑なものとはなっておらず、特異性が現れているとは考えられないこと、さらには、作業場について一定の指導が行われている事情などにもかんがみれば、本件図面の作業場部分が開示されたとしても、事業者の製造ノウハウ・技術力等がある程度推測されて競争上の地位が害されたり、防犯上の不利益が助長されたり、あるいは事業者の内部管理の自治を侵害するというような側面が、事業者の「正当な」利益を害するほどのおそれの程度を伴って発生するとまでは認められない。

なお、当審査会が見分したかぎり、1階平面図のうち作業場の間取りの部分のみを区切って開示する作業に特段の困難さ、図面としての不自然さはなく、条例第8条第1項の「容易に区分」できる場合に該当するものである。

b 本件情報のうち、「建築物等の概要調書」における作業場床面積が記載された部分について

法が一般に、本件のような準住居地域について、業務の利便増進と調和した住居環境の保護を目的に、原動機使用工場の「作業場」に特に着目してその床面積に原則 50 平方メートル以下との数値的な制約をかけ、通常は 50 平方メートル弱程度だと推知されていることにかんがみれば、本件のように特例で 50 平方メートル超を許可された作業場についてその具体的な数値が開示されたとしても、ことさら「正当な」利益を害するおそれがあるとまではいえない。

c 以上から、本件情報は、公にすることにより、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。なお、本件公文書は、法に基づき実施機関に提出されたものであることから、同号イに該当しないことも明らかである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 22 年 2 月 25 日	諮問を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 5 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 23 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 24 日	異議申立人から異議申立ての一部の取下げを受け付けた。	
平成 22 年 4 月 16 日	実施機関から追加の意見書を受け付けた。	
平成 22 年 4 月 26 日	審議	第 231 回
平成 22 年 5 月 24 日	審議	第 232 回
平成 22 年 6 月 21 日	審議	第 233 回
平成 22 年 7 月 26 日	審議	第 234 回
平成 22 年 9 月 1 日	審議（答申）	第 235 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 231 回～第 235 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 231 回～第 234 回
根 木 真 理 子	静岡大学教育学部 教授	第 231 回、 第 233 回～第 235 回
望 月 律 子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 231 回～第 235 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 231 回～第 235 回
山 本 雅 昭	静岡大学法科大学院 教授	第 231 回～第 234 回